

青森県報

号外第三十二号

平成十八年
三月三十一日
(金曜日)

目 次

教育委員会

- 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則…………… (職員福利課) …… 一
- 青森県立学校管理規則及び青森県公立小学校及び中学校の事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… (県立学校課) …… 二
- 青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) …… 三
- 青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 三

教 育 委 員 会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第八号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則

(青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正)

第一条 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「全国高等学校総合文化祭準備室」を削る。

第八条第三十九号を削る。

第九条中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を削る。

第十六条の四第一項中「、県立学校課全国高等学校総合文化祭準備室」を削る。別表第一文化財保護課の部文化財保護総括主査の項及び埋蔵文化財調査センターの部文化財保護総括主査の項を削る。

別表第二総括主査の項を削る。

(青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部改正)

第二条 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則(昭和三十二年一月青森県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「青年の家所長」を削り、同条第二十二号イから八までの規定中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

第三条第一項第九号イから八までの規定中「個人情報」を「保有個人情報」に改める。

(青森県立図書館組織規則の一部改正)

第三条 青森県立図書館組織規則(昭和三十二年五月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「総務課、奉仕課及び協力課」を「企画支援課及び奉仕課」に改める。

第三条を次のように改める。

(所掌事務)

第三条 企画支援課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 図書館運営についての総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 協力用図書館資料及び館外奉仕用図書館資料の収集、整理、保存及び除籍に関すること。
- 三 市町村の図書施設等に対する援助及び協力に関すること。
- 四 非来館者に対する奉仕に関すること。
- 五 図書館資料の相互貸借に関すること。
- 六 図書館関係団体に関すること。
- 七 市町村協力及び館外奉仕に関する集会活動、講座、研究会、資料展示会等に関すること。
- 八 公印の保管に関すること。

九 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事
 十 文書類の收受、発送及び保存に関する事
 十一 予算及び決算に関する事
 十二 物品の出納及び管理に関する事
 十三 図書館資料の購入に関する事
 十四 施設及び設備の管理に関する事
 十五 青森県立図書館協議会に関する事
 十六 コンピュータシステムの運用及び管理に関する事
 十七 前各号に掲げるもののほか、所掌事務に関連した必要な事務の処理に関する事

第五条を削り、第六条を第五条とする。
 第七条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一
 号ずつ繰り上げ、同条を第六条とする。
 第八条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項から第十四項までを一
 号ずつ繰り上げ、同条を第七条とする。

(青森県総合社会教育センター規則の一部改正)
 第四条 青森県総合社会教育センター規則(平成元年六月青森県教育委員会規則第十
 一号)の一部を次のように改正する。
 第三条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。
 九 教育長が定めるセンター及び青森県立図書館に共通する事務の処理に関する
 こと。

第四条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。
 第五条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、第十項を第
 九項とする。

(青森県立少年自然の家規則の一部改正)
 第五条 青森県立少年自然の家規則(昭和四十六年七月青森県教育委員会規則第十四
 号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一
 号ずつ繰り上げ、同条第四項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、
 第五号を第二号とする。

第五条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項から第十項までを一項目つ
 繰り上げ、第十一項から第十三項までを削り、第十四項を第十項とし、第十五項を

第十一項とする。

(青森県総合学校教育センター組織規則の一部改正)

第六条 青森県総合学校教育センター組織規則(平成十年三月青森県教育委員会規則
 第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六
 号を第五号とする。

第五条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを一項目
 ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県立学校管理規則及び青森県公立小学校及び中学校の事務職員及び学校栄養職
 員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第九号

青森県立学校管理規則及び青森県公立小学校及び中学校の事務職員及び学校栄
 養職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(青森県立学校管理規則の一部改正)

第一条 青森県立学校管理規則(昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号)
 の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

5 寄宿舎指導員は、別に定めるところにより、主任寄宿舎指導員と称することが
 できる。

第十四条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 総括事務主幹

三 事務主幹

第十四条第三項中「事務主幹、総括主査」を「総括事務主幹、事務主幹」に改め
 る。

第十五条第三項を削り、同条第二項中「事務長を補佐し」を削り、「総括整理」
 を「掌理」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 総括事務主幹は、事務長を補佐し、特に命ぜられた重要な事務を総括整理する。
 (青森県公立小学校及び中学校の事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 青森県公立小学校及び中学校の事務職員及び学校栄養職員の職の設置に関する規則(昭和四十八年一月青森県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。
 第三条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附 則
 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第一号

所 轄 教 育 機 関
 出 先 機 関
 庁 内 一 般

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程(昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第四条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、職員の時差出勤のために必要な勤務時間の割振り、休憩及び休息時間については、教育長が別に定めることができる。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第一号

所 轄 教 育 機 関
 出 先 機 関
 庁 内 一 般

所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 花 田 隆 則

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程(昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第三号中「青森県青年の家」を削る。

第七条第二項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十九条第二項中「青年の家」を削る。

別表第一の(3)中

図 書 館	青図館
青年の家	青年家

を

図 書 館	青図館
-------	-----

を

黒石高等学校	黒 高
坂木高等学校	坂 高
大鰐高等学校	大鰐高
尾上総合高等学校	尾総高

を

坂木高等学校	坂 高
黒石高等学校	黒 高
尾上総合高等学校	尾総高
大鰐高等学校	大鰐高

を

百石高等学校	百 高
六戸高等学校	六戸高

を

六戸高等学校	六戸高	藤崎園共高等学校	藤園高
百石高等学校	百高	柏木農業高等学校	柏農高

柏木農業高等学校	柏農高
藤崎園共高等学校	藤園高

別表第一の2中	図書館長印	2 1	を
	青年の家所長印	2 1	

図書館長印	2 1	を
-------	-----	---

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七 七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭
--------------------------------------	--	----------------------------------